

佐賀県奨学金返還支援事業 企業向け説明会資料

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議
(佐賀県産業労働部産業人材課)



目次

- 01 県内企業の人手不足の状況
- 02 学生の奨学金の借入状況など
- 03 佐賀県奨学金返還支援事業の事業目的、概要
- 04 佐賀県奨学金返還支援事業の各種要件
- 05 補助金申請手続き等
- 06 その他留意事項
- 07 先行導入企業の声

01

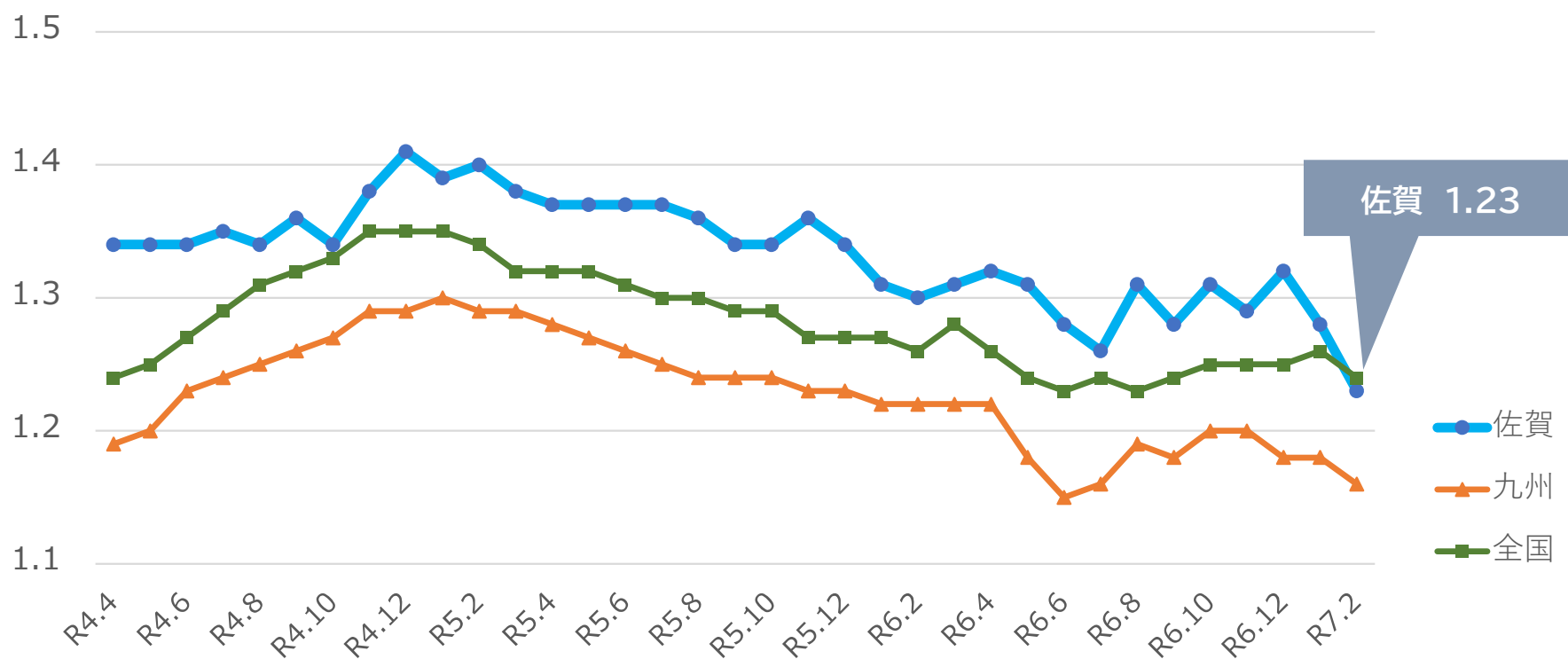
県内企業の人手不足の状況



佐賀県内の人手不足の状況(県全体)

有効求人倍率の推移

- ・佐賀県の有効求人倍率は高水準で推移。H27.12から1.0倍超、R3.7から1.2倍超



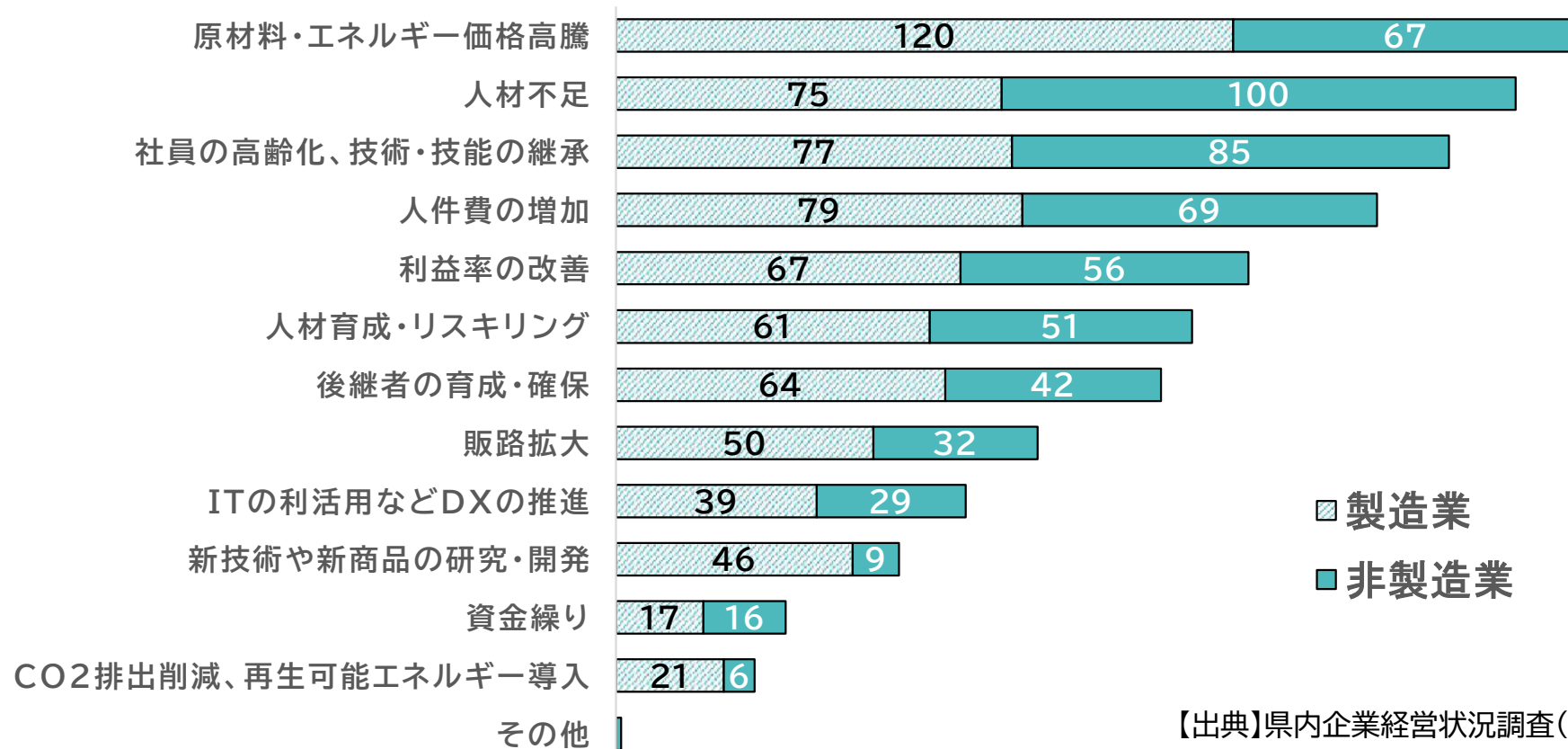
佐賀県内の人手不足の状況(分野別)

・新規求人数に対する採用充足率はほとんどの業種で50%未満であり、分野を問わず人手不足の状況

	令和6年12月		令和7年1月		令和7年2月		直近3か月以内の 新規求人に対する 充足率
	新規求人数 (一般)	充足数 (一般)	新規求人数 (一般)	充足数 (一般)	新規求人数 (一般)	充足数 (一般)	
農業、林業、漁業	23	8	28	5	25	8	27.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	3	4	1	0	0	50.0%
建設業	695	44	612	25	673	47	5.9%
製造業	504	89	481	74	377	90	18.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	3	0	8	0	0.0%
情報通信業	111	8	156	6	72	5	5.6%
運輸業・郵便業	356	30	238	35	254	45	13.0%
卸売業、小売業	315	52	891	45	307	51	9.8%
金融業、保険業	38	2	14	2	12	4	12.5%
不動産業、物品賃貸業	52	8	61	12	69	11	17.0%
学術研究、専門・サービス業	78	5	51	14	73	9	13.9%
宿泊業、飲食サービス業	64	8	105	5	118	13	9.1%
生活関連サービス業、娯楽業	94	8	71	6	91	7	8.2%
教育、学習支援業	69	12	88	14	62	19	20.5%
医療、福祉	1,380	167	1,181	151	1,021	197	14.4%
複合サービス業	42	4	10	2	15	4	14.9%
サービス業(他に分類できないもの)	284	42	317	43	374	53	14.2%
公務・その他	51	28	114	52	32	25	53.3%

県内企業の経営課題

製造業		非製造業	
原材料・エネルギー価格高騰	120社(71%)	<u>人材不足</u>	<u>100社(66%)</u>
人件費の増加	79社(47%)	社員の高齢化、技術・技能の継承	85社(56%)
社員の高齢化、技術・技能の継承	77社(46%)	人件費の増加	69社(45%)
<u>人材不足</u>	<u>75社(44%)</u>	原材料・エネルギー価格高騰	67社(44%)



【出典】県内企業経営状況調査(令和7年1月)

有効回答321社

02

学生の奨学金の借入状況など



学生の奨学金利用状況

奨学金の利用割合

- ・学生の概ね2人に1人が奨学金を受給
- ・奨学金受給者の割合は増加傾向

	平成30年度	令和2年度	令和4年度
専門学校	55.3%	56.6%	60.6%
短期大学	55.2%	56.9%	61.5%
大学学部	47.5%	49.6%	55.0%
修士課程	48.0%	49.5%	51.0%
博士課程	53.5%	52.2%	58.9%

【出典】日本学生支援機構『令和4年度 専門学校生活調査結果』

『令和4年度 学生生活調査結果』

※令和6年度調査結果が今後公表見込み



学生の奨学金の借入額、返済イメージ

奨学金の借入額 平均 324.3万円

奨学金の返済額 平均 16,880円

奨学金の返済年数 平均 14.7年

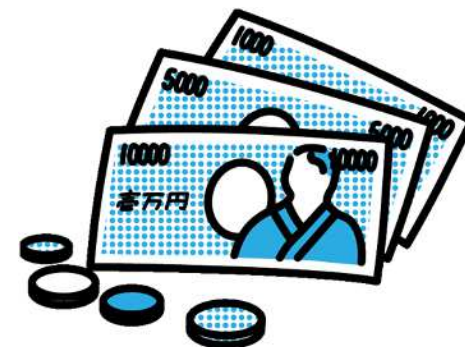
【出典】労働者福祉中央協議会

『奨学金や教育費負担に関するアンケート調査(令和元年3月)』

大学卒の奨学金返済例(日本学生支援機構)

・返済の月額、年数は借入額に応じて、日本学生支援機構が決定

	貸与			返済	
	月額	月数	総額	月額	年数
国・公立	51,000円	48月	2,448,000円	13,600円	15年
私立	64,000円	48月	3,072,000円	14,222円	18年



【出典】日本学生支援機構ホームページ

<MEMO> 若手年代の平均給与額

20～24歳の平均給与額 <佐賀> 227千円、<福岡> 243千円、<東京> 266千円

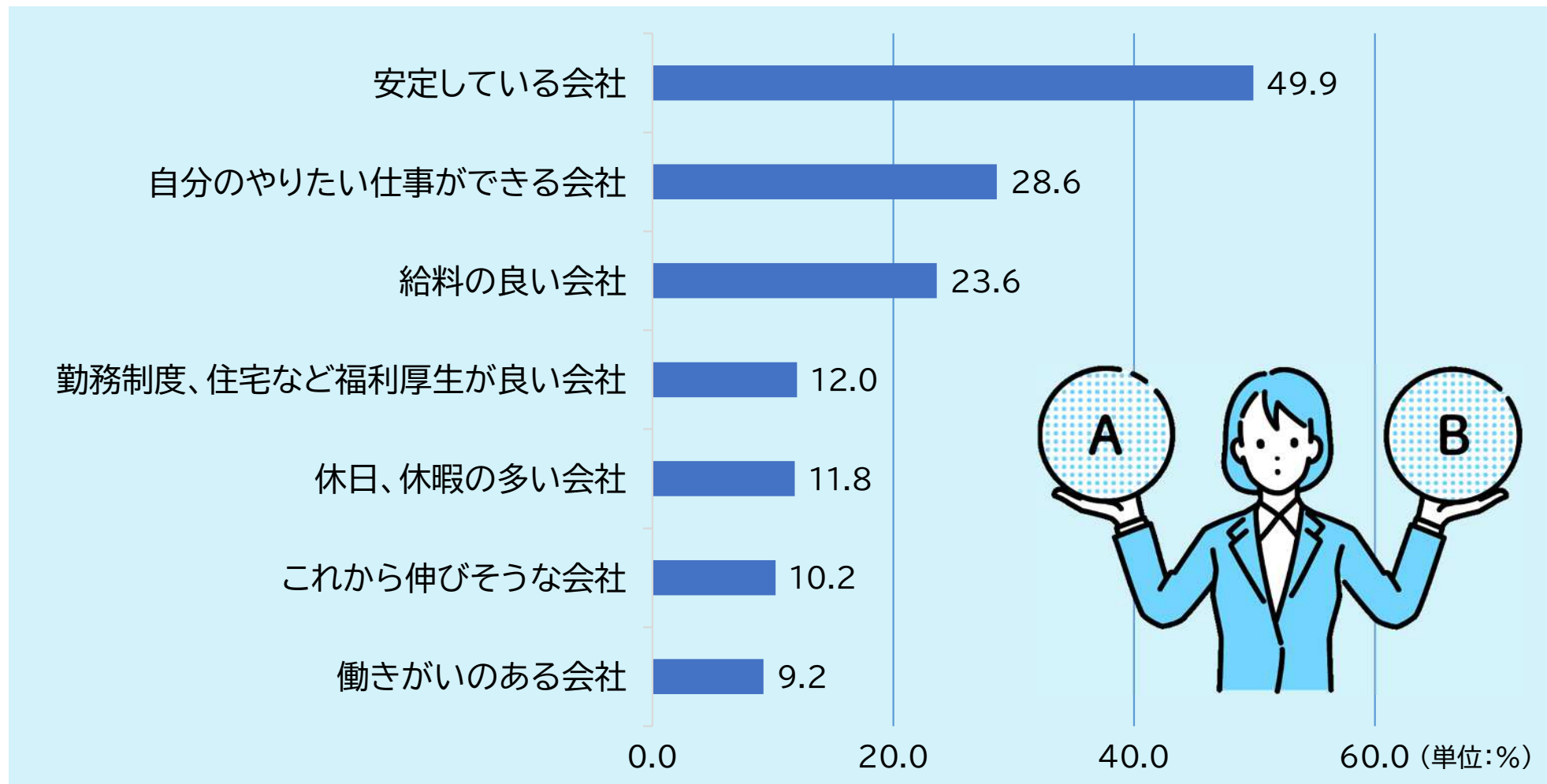
25～29歳の平均給与額 <佐賀> 258千円、<福岡> 274千円、<東京> 315千円

30～34歳の平均給与額 <佐賀> 282千円、<福岡> 300千円、<東京> 355千円

【出典】令和5年度賃金構造基本統計調査

学生の就職活動における判断基準

企業選択のポイント



【出典】マイナビ2025年卒大学生就職意識調査

全国の奨学金代理返還導入企業の状況

- ・日本学生支援機構が令和3年度から企業が従業員の奨学金を肩代わりし、直接機構に送金する“代理返還”が可能となった
- ・代理返還が可能となって以降、代理返還を導入する企業が全国的に急増している

＜代理返還導入企業数の推移＞

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年10月末
320社	733社	1,798社	2,587社

＜日本学生支援機構ホームページでの代理返還PR＞

企業等の奨学金返還支援(代理返還)制度

企業等が奨学金返還者を応援!!

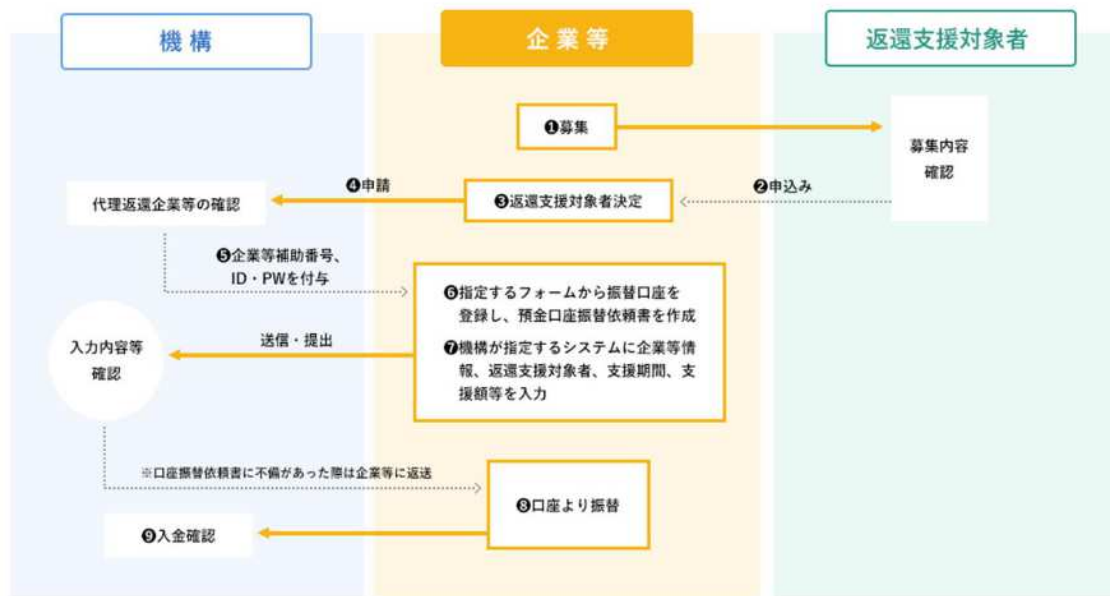


- 奨学金返還支援(代理返還)制度のポイント
- ①「若手人材」へのアプローチ
 - ②「人材の定着」で定着率を高める
 - ③給与の一部としての「奨学金返還」
 - ④企業等の「イメージ向上」

- 企業等に対する機構の対応
- 制度利用の企業等を機構のHPに掲載しています。
 - 求人を見つけてもらいやすくなる!

▼ 本制度の詳細につきましては、日本学生支援機構のHPをご覧ください。▼

口座振替によるスキーム



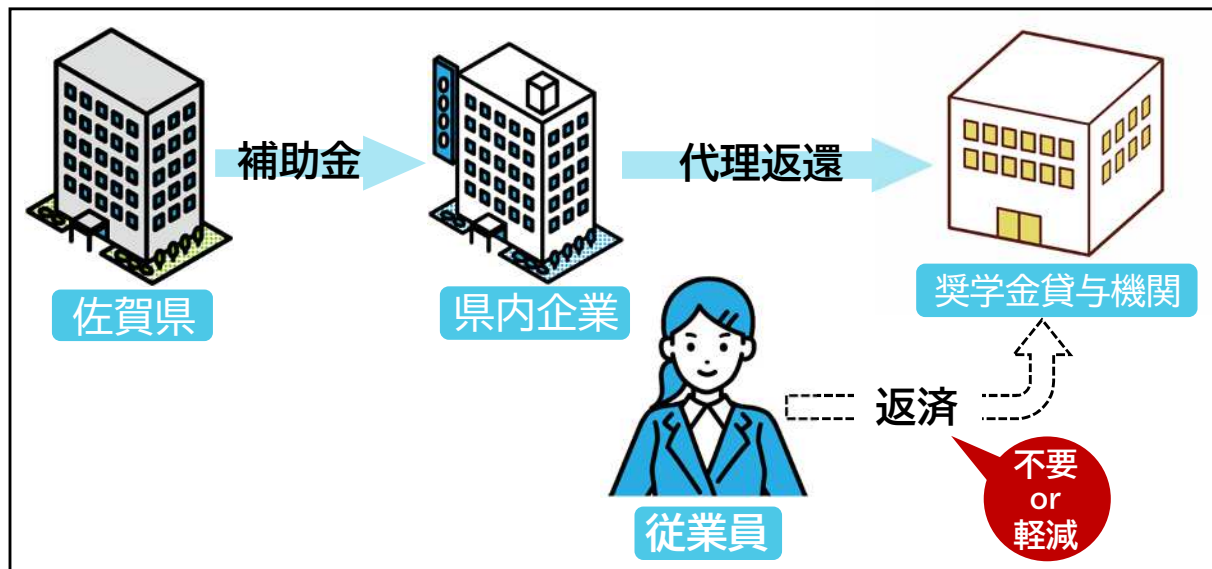
03

佐賀県奨学金返還支援事業の 事業目的、概要



佐賀県奨学金返還支援事業の概要

代理返還パターン



企業当たり

年間最大補助額 30万円

補助率

企業が負担する代理返還又は
手当支給の2分の1

※「代理返還」は日本学生支援機構が対応

年間上限額

従業員1人当たり年間10万円

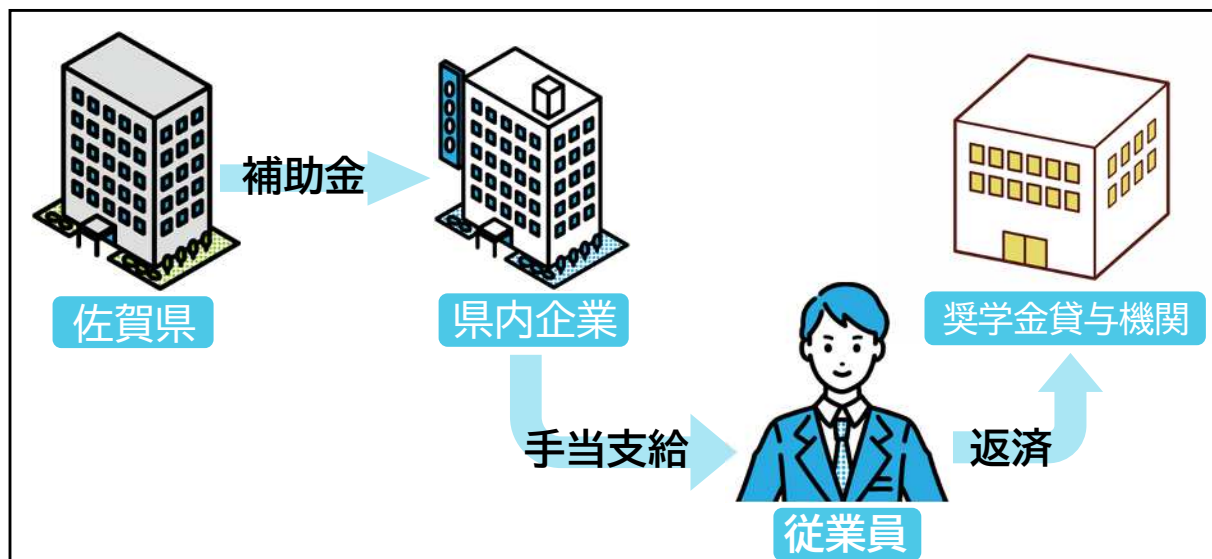
補助期間

5年間(60カ月)

1社あたりの上限人数

1会計年度で3人まで

手当支給パターン

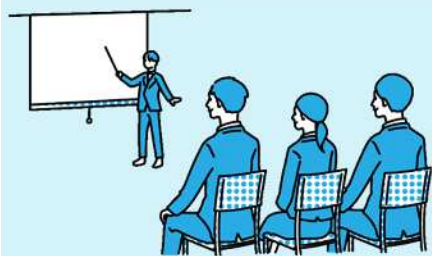


佐賀県奨学金返還支援事業の目的

採用への効果

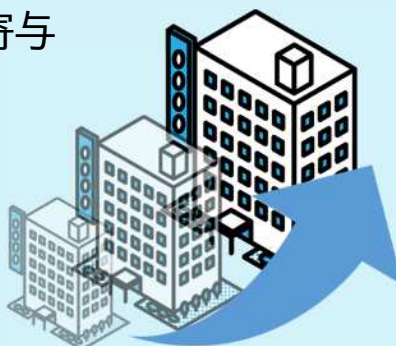
採用活動でのPR

返済の負担を軽減する
福利厚生制度として、
採用活動で学生にPR
が可能



企業イメージ向上

若手従業員を大切に
しているというイメージ
が、企業価値の向上に
寄与



定着への効果

帰属意識の向上

企業から数年間にわた
り支援を受けること
により、従業員の企業へ
の帰属意識の向上



モチベーションアップ

収入が少ない若手従業
員の手取りが増え、安
心して仕事に専念でき
る環境に



奨学金返還支援制度を導入する企業を県がサポート

県内の人材確保と定着を後押し

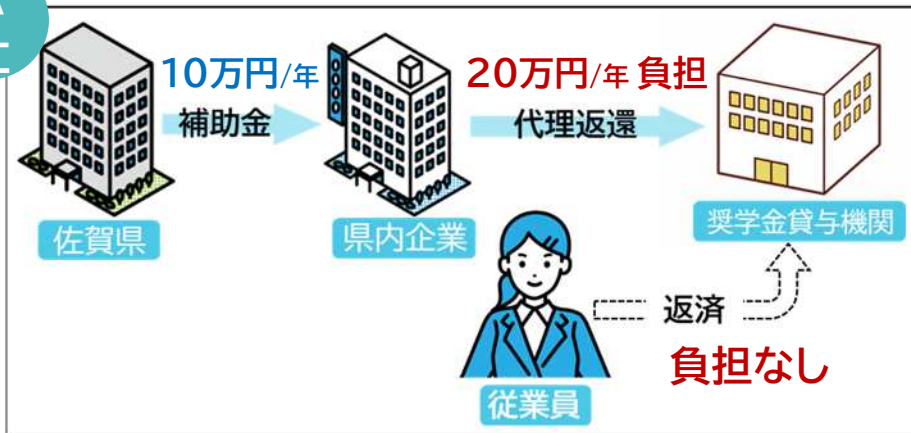
若者が安心して長く働くことが
できる佐賀を実現

返還支援と県の補助の例(代理返還)



従業員が奨学金を年間20万円を15年間、300万円を返済する場合

A
社



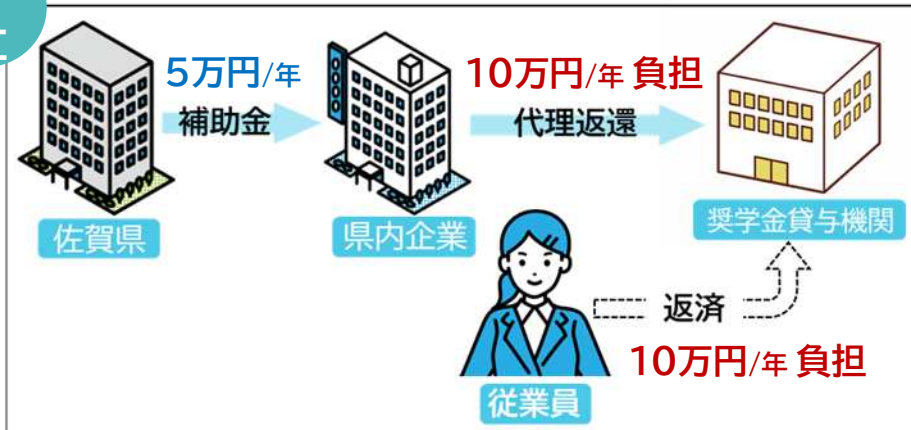
A
社の
支援
制度

企業の支援額 200万円(年20万円×10年間)

- ・返済額の全額を支援
- ・年間上限額 20万円
- ・支援期間 10年間

⇒ 県の補助額 50万円(年10万円×5年間)

B
社



B
社の
支援
制度

企業の支援額 100万円(年10万円×10年間)

- ・返済額の2分の1を支援
- ・年間上限額 10万円
- ・支援期間 10年間

⇒ 県の補助額 25万円(年5万円×5年間)

支援割合、上限額、支援期間は企業が柔軟に設定することが可能
県からは企業の負担額に応じて補助

04

佐賀県奨学金返還支援事業の 各種要件



補助対象者(企業)の要件

企業の要件

佐賀県内に
事業所あり

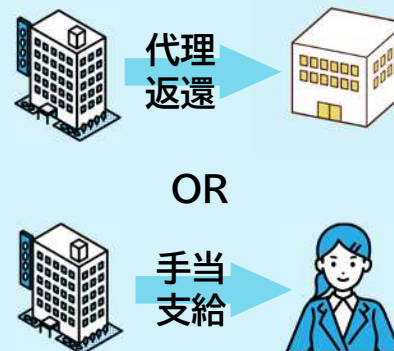


返還支援制度を
規程※で整備



※就業規則、賃金規則、専用規程その他明文化された文書

代理返還または
手当支給を実施



県外本社企業の場合

佐賀枠採用※を実施



※佐賀県内に勤務地を限定した採用

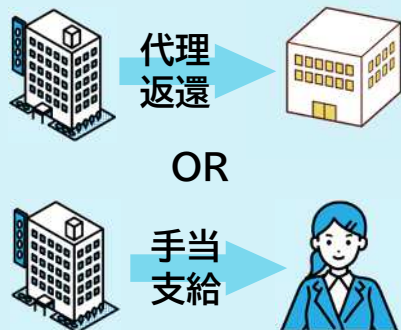
<以下に該当する場合は対象とならない>

- (1) 国又は地方公共団体が発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有している場合や、国又は地方公共団体の職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めている場合
- (2) 雇用保険の適用事業主ではない場合
- (3) 事業分野が、性風俗関連営業・接待を伴う飲食店等営業若しくはこれらの一部を受託する営業を行っている場合又は公序良俗に反する場合
- (4) 暴力団と関わりがある場合
- (5) その他支援対象者とするのが適当でないと知事が認めた者

支援対象者(従業員)の要件

従業員の要件

制度の支援対象
となっている



県内事業所で
勤務



奨学金を本人が
返済予定



役員と利益を同一
にする地位でない



県外本社企業の場合

佐賀枠採用で採用
されている



個人事業主の場合

代表者と同居している親族でない



※勤務実態及び勤務条件が他の従業員と同様
であると認められる場合は除く

対象奨学金の要件

奨学金の要件

- ① 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ② 地方公共団体、大学、民間企業・団体などが貸与する奨学金

※ 特定の職種へ就職した場合や特定の地域に居住した場合等に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く

<県で把握している免除制度が有る奨学金>

奨学金名	目的	貸与者	貸与対象者
ASLife(アスライフ)奨学金	アスリートのセカンドキャリア支援	佐賀県	SSPトップアスリート等
佐賀県医師修学資金	県内医師確保	佐賀県	医学生等
佐賀県薬剤師会薬剤師奨学金	県内薬剤師確保	(一社)佐賀県薬剤師会	薬学生
福祉系高校修学資金貸付 介護分野就職支援金貸付	県内介護人材確保	(社福)佐賀県社会福祉協議会	介護福祉士を志す者等
佐賀県保育士修学資金	県内保育士確保	(社福)佐賀県社会福祉協議会	保育士を志す者等
佐賀県獣医師修学資金	県内獣医師確保	佐賀県	獣医系学生等
佐賀県獣医師養成確保修学資金	県内獣医師確保	(公社)佐賀県畜産協会等	獣医系学生等

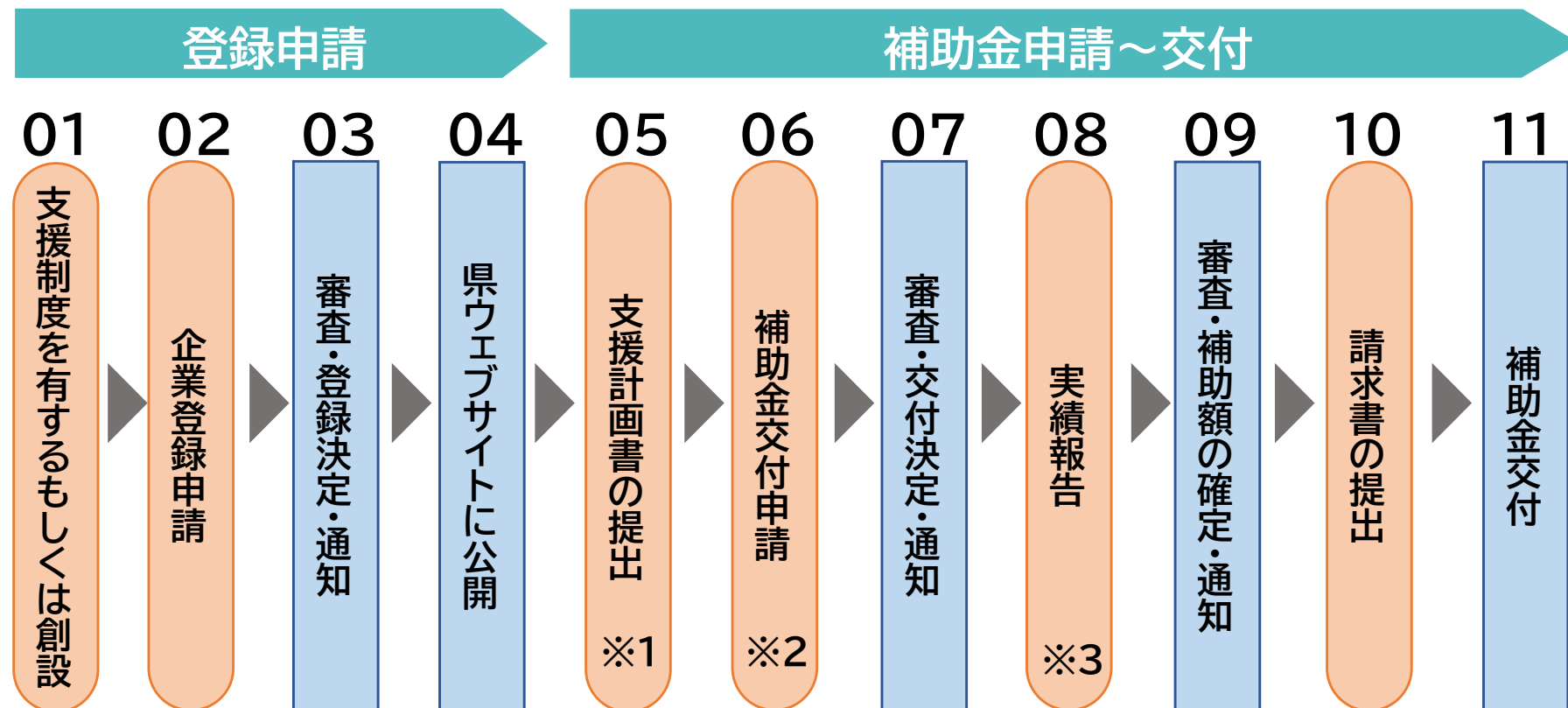
奨学金の種類は多数なので、補助対象になるかは県にご確認ください

05

補助金申請手続き等



補助金交付までの手続き(令和7年度)



期限							
随時	R7.9 末日	R8.2 末日		R8.3 末日		額の確定 後速やか に	R8.4 目途

※1 原則、支援開始後30日以内に提出。

※2 補助金交付申請は、当該年度分を2月末日までに提出。(3月分は見込み額で申請)

※3 年度途中に支援が完了する場合は支援完了から30日以内に提出

企業

県



企業登録申請

～制度を創設したら、まず登録申請を～

提出書類

- (1) 企業概要資料
- (2) 奨学金返還支援制度に係る内部規程等が確認できる書類
- (3) 佐賀県奨学金返還企業登録申請に関する確認書
- (4) <法人の場合> 登記事項証明書
 <個人事業主の場合> 所在地が確認できる書類
- (5) <県外本社企業等の場合> 求人情報など佐賀枠採用を行っていることが確認できる書類

⇒ 登録が完了したら、県からその旨通知します

⇒ 登録完了後は「さがジョブナビ」内の特設ページに”認定企業”として掲載し、情報発信します

そのため登録申請される企業で「さがジョブナビ」に登録されていない企業は、登録をお願いします

提出時期

登録申請は随時受け付けています

制度創設後、速やかに登録申請をお願いします

<登録申請フォーム>

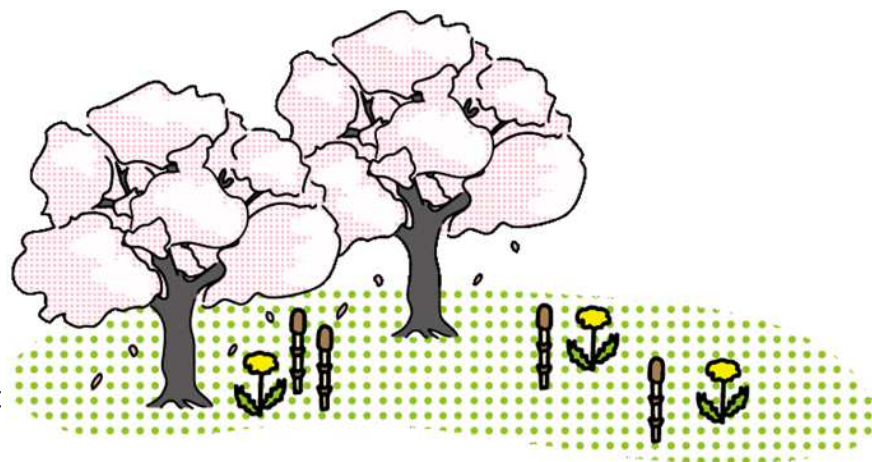
<https://logoform.jp/form/jbBd/967993>



支援計画書 ～実際に支援を開始したら～

提出書類

- (1) 対象者の労働条件通知書、労働契約書の写し
- (2) 対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- (3) 支援対象者の勤務地を確認できる書類(勤務地一覧、組織図等)
- (4) <県外本社企業の場合> 対象者が佐賀枠採用されたものであることが確認できる書類
- (5) 奨学金返還の口座振替加入通知など、対象者の年間返済額及び返済計画を確認できる書類



提出時期

提出期限 令和7年9月末日

令和7年度の支援開始後速やかに提出をお願いします

<支援計画提出フォーム>

<https://logoform.jp/form/jbBd/967148>



交付申請 ～補助金の交付決定に向けて～

提出書類

- (1) ＜手当支給の場合＞対象者が奨学金を返還している額が確認できる書類
- (2) ＜代理返還の場合＞企業が奨学金貸与機関に送金している額が確認できる書類
- (3) 市町が奨学金返還支援を目的に交付する補助金を、支援対象者又は補助対象者が受給している場合にあっては、当該補助金の交付額を確認できる書類

提出時期

提出期限 令和8年2月末日

「交付申請フォーム」は現在準備中です
準備ができ次第ホームページで公開します





実績報告 ～令和7年度支援完了～

提出書類

- (1) ＜手当支給の場合＞給与明細又は賃金台帳など支援対象者に支給した手当等の月ごとに実績が確認できる書類
- (2) ＜代理返還の場合＞代理返還の対象者及び代理返還の額が確認できる書類等の写し並びに代理返還を行ったことを証する書類

提出時期

提出期限 令和8年3月末日

※年度途中で支援が完了する場合は支援完了から30日以内に提出

⇒ 支払いのスケジュールが大変タイトなので、速やかな提出にご協力ください

⇒ 令和7年度の補助対象経費は令和8年3月までに手当支給または代理返還された経費です
例えば実績払いで令和8年3月分を4月に支給している場合は、対象外となります

「実績報告フォーム」は現在準備中です
準備ができ次第ホームページで公開します

06

その他留意事項





奨学金返還支援を行っている県内市町

佐賀市

実施時期 令和7年度から

補助対象者 市内に在住し、市内で勤務している30歳未満の若者

補助要件 返済額の2分の1
年上限額20万円
最長5年間

多久市

実施時期 令和7年度から

補助対象者 市内に在住し、市内で勤務している30歳未満の若者

補助要件 返済額の2分の1
年上限額20万円
最長10年間

留意するポイント

- ・佐賀市、多久市ともに補助対象者は「個人」
- ・企業と市で支援が重複する可能性があるため、企業での支援の際には重複した支援になっていないか留意してください

奨学金返還支援の税、社会保険料の取り扱い

	法人税	所得税	社会保険料
手当支給	・給与として損金算入される ・「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給にも該当することから、税額控除を受けられる場合もある	・学資に充てられたという証明が難しく、課税対象となる場合がある	・社会保険料の算定における「報酬」に含むこととされる ⇒社会保険料の上振れ要因となる
代理返還		・学資金として取り扱われるため、非課税になると言われている	・社会保険料の算定における「報酬」に含めないこととされる ⇒社会保険料に影響しない

上表は日本学生支援機構のホームページなどから抜粋した一般的な取り扱いとされているものです

実際どのような影響があるかは、税理士、社会保険労務士などの専門家にお尋ねください

07

先行導入企業の声



先行導入企業の声

コトブキ製紙株式会社

所在地 小城市牛津町

設立 1962年

事業内容 古紙100%原料によるトイレットペーパー・ちり紙等の製造販売

コトブキ製紙の奨学金返還支援制度

- ・奨学金を返済している新卒社員が多く、「返済が大変」との声があり、2019年に奨学金返還支援制度を導入
- ・最大200万円の奨学金返還支援手当を支給
- ・従業員約100名のうち、支援を受けている従業員は16名(令和6年12月時点)
- ・令和7年度の新規採用者は5名





先行導入企業の声

採用担当者の声

- ・学生へのPR材料としては大きく、合説では「奨学金返還支援制度」について福利厚生の話で最初に話す。
- ・学生の中には「コトブキ製紙には奨学金の返還支援がある」ということが頭に残っている人が多い。
- ・奨学金返還支援制度があるということで、採用ができるということではない。ただ、あと一步の後押しにはなる。
- ・社員の定着については、給与面以外の理由での転職もあるため、奨学金返還支援がどれだけ歯止めとなっているかはわからない。ただ、給与面を理由にして転職している人はいない印象。

支援を受けている従業員の声

- ・奨学金の返済は、月17,000円程度、15年程度返済していくことになる。返済を支援してもらっていることはとてもありがたいし、モチベーションになる。
- ・かなりの額を借りていたため、学生時代から返済を考慮したライフプランはイメージしていた。
- ・奨学金返還支援が就活の軸になるわけではないが、やはり不安はあり、入社意欲が増した。
- ・地元への就職志望で、自身の就活の時期にはコトブキ製紙しか奨学金返還支援を行っている企業は見当たらず、志望度の上昇につながった。

人材の確保・定着を目指して、 奨学金返還支援に取り組んでみませんか

奨学金返還支援事業に関するお問い合わせ先

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議事務局

(佐賀県産業労働部産業人材課)

奨学金返還支援事業担当 浦川、馬渡

TEL:0952-25-7310 E-Mail:sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

